

## 広島赤十字・原爆病院倫理委員会規程

### [目的]

第1条 この規程は、広島赤十字・原爆病院（以下「病院」という。）の職員が行う医療行為並びに臨床研究又は疫学研究（以下「臨床研究等」という。）の実施の適否等について、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）（以下「倫理指針」という。）に基づき、倫理的観点及び科学的観点から、研究期間及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行うことを目的とする。

### [組織]

- 第2条 委員会は、委員長及び副委員長、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 病院職員の医師、薬剤師、看護師、事務部門から各1名以上
  - (2) 医学分野以外の学識経験者（以下「外部委員」という。）から2名以上
  - (3) 男女両性で構成する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は病院長が任命し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代行する。

### [審査対象]

- 第3条 病院職員が行う臨床研究等に関し、職員から申請された次の各号の内容を審査の対象とする。
- (1) 医学研究
  - (2) 医療行為（抗がん剤の適用外使用等や新たな手術・手技等）
  - (3) 実施成果の公表
- 2 職員からの申請がない場合においても、委員長が必要と認める場合は、審査の対象とする。

### [審議理念]

- 第4条 委員会は、審査の対象となる事項に関して所定の手続きを経た申請に対し、特に次の各号に掲げる観点に留意しなければならない。
- (1) 臨床研究等の対象となる個人の人権の擁護並びに個人情報の保護
  - (2) 対象者の理解を求め同意を得る方法
  - (3) 臨床研究等によって生ずる個人及び社会への利益と不利益

### [審査の申請]

- 第5条 審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、倫理審査申請書（様式第1号）を病院長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、委員長から申請内容について説明または資料を求められた場合は、文書

または口頭で回答しなければならない。

- 3 他の研究機関との共同研究について、倫理指針第7-2(3)に基づき、主管する研究機関において一括して倫理審査を行う場合は、その結果を本委員会へ報告しなければならない。

#### [委員会の開催]

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を開催し、その議長となる。

- 2 委員会は、外部委員1名以上を含む2分の1以上の委員の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、審査するに当たり、申請者の出席を求め、申請内容等の説明を受けることができる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者または委員以外の学識経験者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 病院長は、必要に応じて会議に出席することができる。
- 6 委員が、申請された臨床研究等に関与している場合は、審議に加わることはできない。

#### [判定]

第7条 審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意を得るものとする。ただし、迅速審査及び緊急審査は除く。

- 2 判定は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 承認
  - (2) 条件付き承認
  - (3) 変更の勧告
  - (4) 不承認
  - (5) 非該当
- 3 委員長は、病院長の決裁を得て、審査結果を審査結果通知書(様式第2号)によって申請者に通知する。
- 4 前項の通知をするに当たり、審査の判定が第7条第2項第2号から第5号である場合は、その理由等を付記しなければならない。

#### [再審査]

第8条 申請者は、審査結果に異議があるときは、再審査を請求することができる。

#### [臨床研究等計画の変更]

第9条 申請者は、臨床研究等の計画内容等を変更しようとする場合は、実施計画変更申請書(様式第3号)を病院長に提出し、本委員会の審査を受けなければならない。

#### [迅速審査]

第10条 委員長は、次の各号に掲げる申請内容について、迅速審査を行うことができる。

- (1) 共同研究であって、すでに主管する研究機関において倫理委員会の承認を受けた研究計画を分担研究機関として実施する場合の研究計画の審査

- (2) 研究計画の軽微な変更の審査
  - (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
  - (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- 2 審査は書面により行い、委員長あるいは委員長が指名した委員により審査する。
  - 3 委員長は、迅速審査を行った場合は、その結果を本委員会へ報告しなければならない。

[緊急審査]

第 11 条 委員長は、緊急を要する医療行為にかかる申請について、緊急審査を行うことができる。

- 2 審査は書面により行い、委員長あるいは委員長が指名した委員により審査する。
- 3 委員長は、緊急審査を行った場合は、結果を本委員会へ報告する。

[個人情報の保護]

第 12 条 倫理委員会の委員及びその事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

[臨床研究等状況の報告]

第 13 条 申請者は、年一回以上、進捗状況並びに有害事象及び不具合等の発生状況を臨床研究等状況報告書（様式第 4 号）によって本委員会へ報告しなければならない。なお、臨床研究等に関し重篤な有害事象及び不具合等が発生した場合は、直ちに別紙様式（厚生労働省様式「予期しない重篤な有害事象報告」）による報告書を事務局へ提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の報告をもって、必要に応じて臨床研究等計画の変更・中止等の指示を行うことができる。
- 3 申請者は、臨床研究等を終了または中止した場合は、臨床研究等終了・中止報告書（様式第 5 号）によって本委員会へ報告しなければならない。

[庶務]

第 14 条 委員会の事務は総務課において行う。

[その他]

第 15 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、本委員会が別に定める。

[附 則]

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

[附 則]（一部改正 第 5 条第 1 項）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

[附 則] (一部改正 第3条関係)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

[附 則] (全部改正)

この規程は、平成24年2月17日から施行する。

[附 則] (一部改正)

この規程は、平成27年12月11日から施行する。

[附 則] (一部改正)

この規程は、平成29年2月24日から施行する。